

# 第5章 都市施設 (法第11条)

都市において都市施設は、人々の生活を支え、都市活動を確保する重要な役割を果たしています。また、法第13条（都市計画基準）において「都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めること…」とされているように、土地利用と都市施設は両輪の関係にあり、両者を一体的に計画する必要があります。

## 1 交通施設

交通施設は人や物の移動を円滑に行うための都市の根幹的基盤施設であり、その移動量に見合った容量の施設を環境の保全に十分留意しつつ計画しなければなりません。

### ■ 道路

道路は、都市に住み都市で活動するすべての人々が日常的に利用する都市施設で、人や物資輸送の交通施設としての機能のほか、延焼防止などの防災上の機能、上下水道等のライフラインなどの収容空間、都市景観の形成、生活環境上の空間及び街区形成等の機能を有しており、市街地の誘導発展など都市構造に大きな影響を与える都市の骨格となる施設です。

都市計画道路が、歩行者、自転車等の利用者の様々なニーズに応じて、良好な市街地環境の形成に資するためには、異なる機能を持つ道路を体系的に組み合わせることが必要となります。



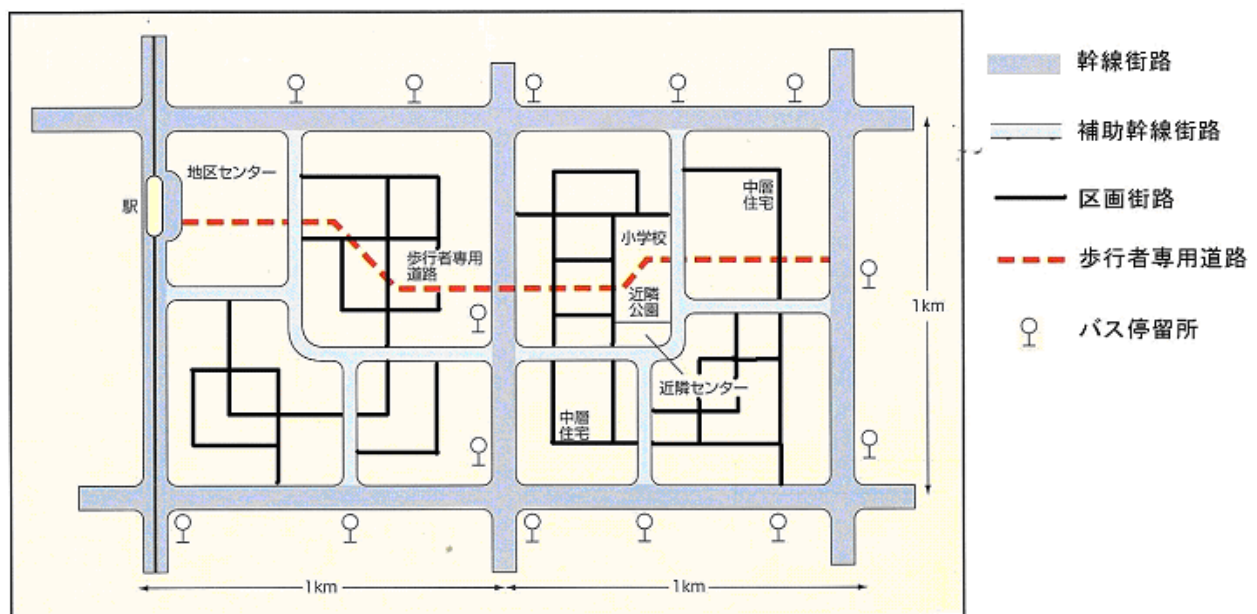
■久米東岡山線（岡山市）■

### ●都市内道路の多様な機能

道路機能		
交通機能	通行機能	○自動車、自転車、歩行者の通行サービス
	アクセス機能	○沿道施設への出入サービス
	滞留機能	○自動車駐車、歩行者滞留のサービス
空間機能		○都市の骨格形成 ○沿道立地の促進 ○延焼防止 ○緑化や景観 ○沿道環境保全 ○交通施設やライフラインの収容

## ●都市内道路の種別

道路種別	内 容
自動車専用道路	都市間交通や通過交通等大量な交通の円滑な処理を目的とし、設計速度を高くし、車両の出入制限を行う自動車専用道路です。
幹線街路	都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ主要な道路であり、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路が含まれます。
区画街路	市街地内における合理的な宅地利用を目的とした道路で、直接宅地から発生する交通量を処理する道路です。
特殊街路	もっぱら自動車以外の交通の用に供するための道路で、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、自転車専用道路、モノレール専用道路等が含まれます。



## ■ 駅前広場

鉄道と交通手段との結節点である駅前広場は、都市空間における公共広場として位置づけられ、交通処理機能を持つ広場であるとともに、街の顔としての性格を持ち合わせています。

駅前広場は、周辺幹線道路と一体となって交通を処理するものについては、道路の一部として都市計画に定めます。



■大元駅前広場（岡山市）■

## ■ 駐車場

駐車場は、都市における自動車及び自転車の駐車のための施設で、交通の円滑化と利便増進のために設置するものです。

昭和32年の駐車場法の制定以来、都市の中心部における自動車の駐車需要を満たすべく、駐車場の整備が鋭意、進められてきました。これにより、公共、民間それぞれの取り組みによる駐車場の整備も着実に進展し、道路交通の円滑化に大きく貢献してきました。しかしながら、近年の人口減少あるいは自動車利用のニーズの変化等も相まって、自動車の保有台数の伸びが鈍化する中、駐車場施策も転換期を迎えています。

最近では、駐車場は、まちづくりと駐車場の連携に焦点を当て、まちの将来像から、都市空間のあり方、そのために必要な駐車場の量、場所、配置のきめ細かなコントロールが必要となってきています。

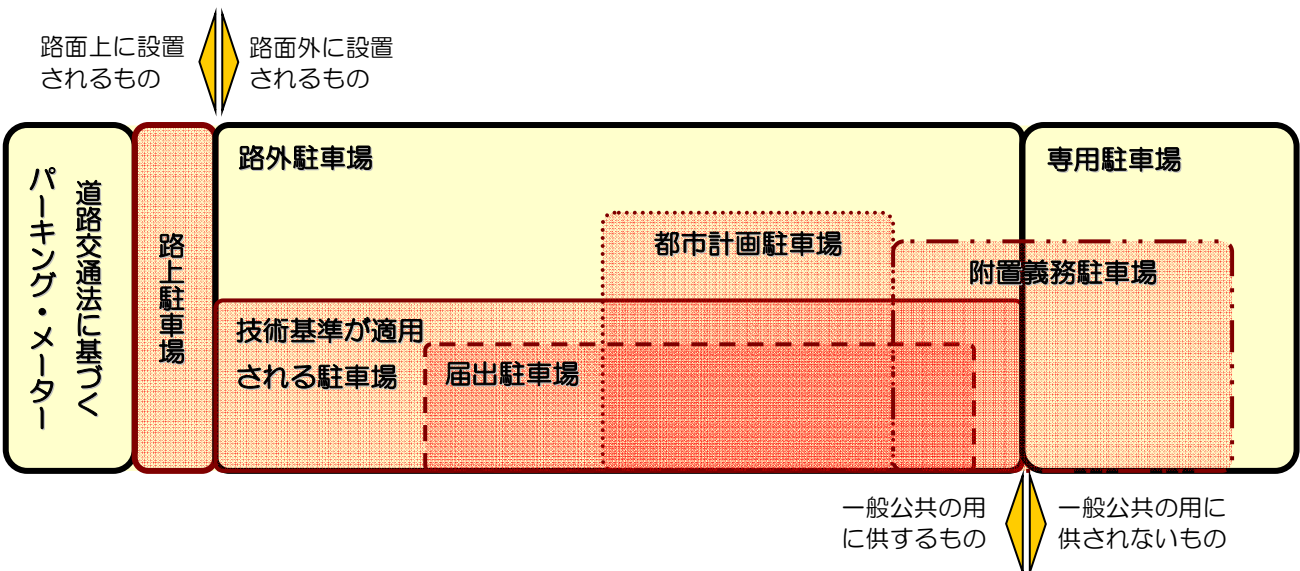


■表町地下駐車場（城下地下駐車場・岡山市）■

### ● 駐車場の分類（駐車場法）

分類	内 容
路上駐車場	駐車場整備地区内の道路面上に設置され、一般公共の用に供される駐車場
路外駐車場	道路面外に設置され、一般公共の用に供される駐車場
都市計画駐車場	対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なもので、かつ、その位置に永続的に確保すべきものである場合に、都市計画に定められる路外駐車場
届出駐車場	都市計画区域内の有料の路外駐車場で、自動車の駐車のために供される部分の面積が500㎡以上の駐車場。この駐車場を設置する場合は知事（岡山県においては各市町村長）に届け出なければなりません。
附置義務駐車場	駐車場整備地区内又は商業地域もしくは近隣商業地域内において、建築物を新增築する場合において、地方公共団体の条例により附置を義務づけられた駐車場。岡山県では、岡山市、津山市の2市が附置義務条例を定めています。

### ● 駐車場の分類図





## ■ 自動車ターミナル

高規格道路や幹線道路網等の整備により、中長距離バスの運行やトラック等自動車による流通が増大する中で、自動車輸送の集中的、効率的運用が重視されるようになっていきます。

本県においては、県南地域における流通業務機能の向上を図るため、岡山市中区倉田の国道2号バイパス沿線にトラックターミナルを都市計画決定しています。



■岡山トラックターミナル（岡山市）■



■岡南飛行場（岡山市）■

## ■ 空 港

岡山市南区浦安南町に第3種空港として、昭和37年3月都市計画決定し、同年10月に開港し、県が管理しています。

## ■ 都市高速鉄道

鉄道は、道路とともに都市を形成する根幹的な施設であり、大量輸送機関として重要な役割を果たしています。

しかし、鉄道による市街地の分断、踏切による交通渋滞や事故などの問題も引き起こしています。そのため鉄道の連続高架（連続立体交差事業）などを行うことにより、これらの問題点の解消を行っています。また市街地の一体的な形成がなされることにより中心市街地の活性化を図る観点からも大きな期待がよせられています。



■JR宇野線大元駅付近（岡山市）■

## 2 公共空地

公園・緑地等は、道路等と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあっては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身とも豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、災害地の被害の緩衝、また、避難・救助活動の場の提供、さらには大気の浄化、防音、遮断等、非常に多くの複合した機能をもつ都市の根幹的施設です。

都市計画では、このように多様な機能を有する公共的なオープンスペース（公共空地）を公園・緑地・広場・墓園及びその他の公共空地に分類して定めています。

### ■ 公園・緑地

都市公園・緑地は、住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供するとともに、公害や災害の防止、避難経路の確保、自然的環境の保全等、都市環境の整備及び改善を図り、安全で快適な都市生活に寄与するものです。

公園の種類としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園及び広域公園があり、緑地の種類としては、緩衝緑地、都市林、都市緑地及び緑道があります。

### ●公園・緑地等の多様な機能

#### 都市防災

- ① 災害時の避難地・避難路
- ② 延焼の防止
- ③ 災害応急対策の拠点



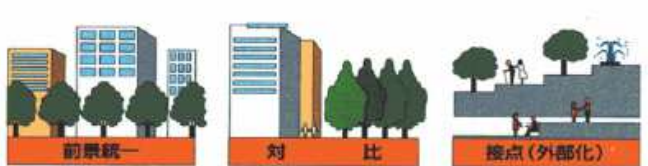
#### 都市環境の維持・改善

- ① 動植物等の生息・生育地
- ② 都市気象の調節
- ③ 大気の浄化



#### 都市景観

- ① 美しい都市景観の形成
- ② 快適な環境の形成
- ③ 都市のシンボル
- ④ 個性的な都市づくり



#### 健康・レクリエーション空間

- ① 休養・散策
- ② 健康運動・スポーツ
- ③ レクリエーション
- ④ 交流・コミュニティ活動



#### 精神的充足

- ① 日常生活の中の緑、花、人とのふれあい
- ② 心の安らぎ・生きがい
- ③ 季節感
- ④ 交流・コミュニティ活動







■津島運動公園（岡山県総合グラウンド・岡山市）■



■倉敷スポーツ公園（マスカットスタジアム・倉敷市）■



■国際児童年記念公園（こどもの森・岡山市）■

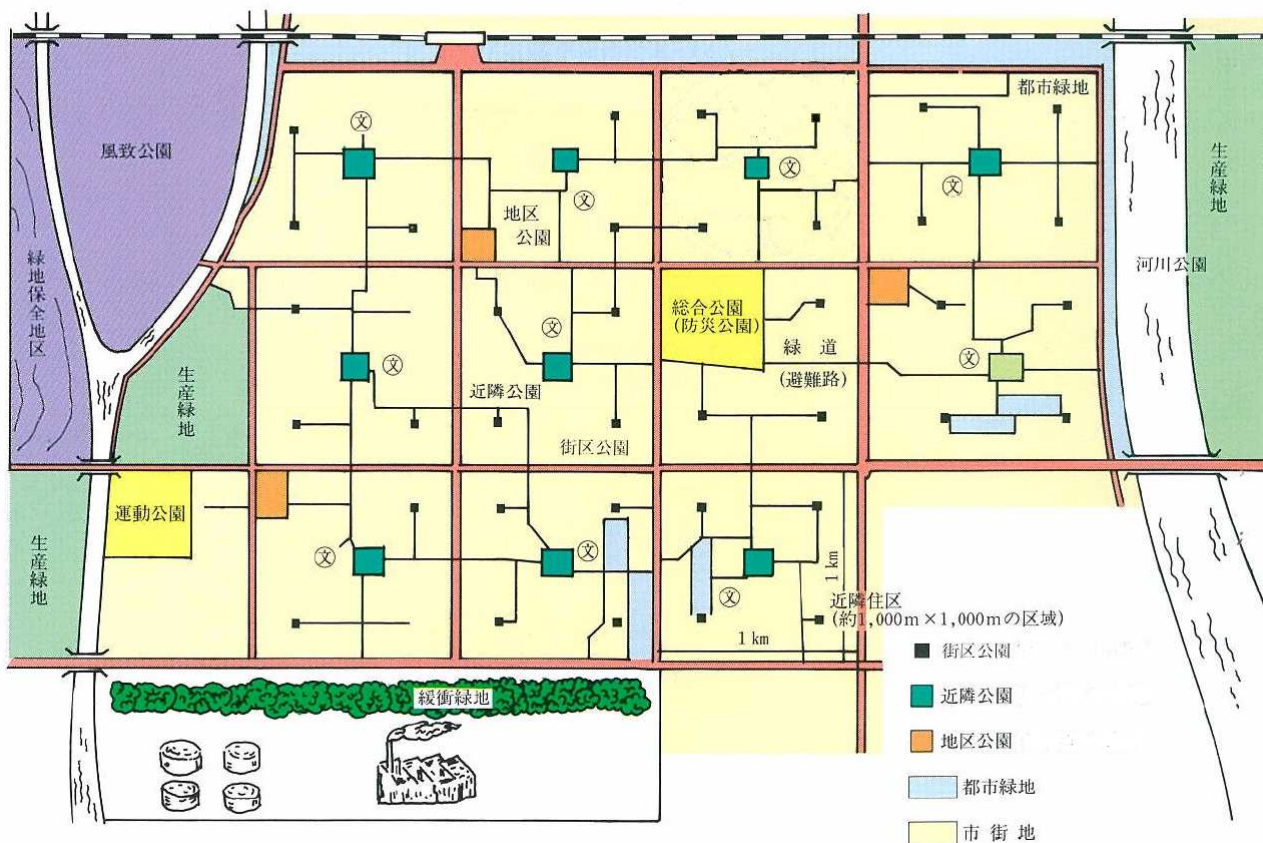


■西川緑道（岡山市）■

## ●公園・緑地等の種類

種類		内容
公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。
	特殊公園	① 主として風致を享受するための公園。（風致公園） ② 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。（特殊公園）
	広域公園	一つの市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園。休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの。
緑地	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とするもの。
	都市林	野生動物の保護、増殖を図るほか、都市気候の改善を図るなど、都市の良好な自然的環境を形成するためのもの。
	都市緑地	都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るためのもの。
	緑道	地震・火災等の災害時の避難経路の確保、交通事故から歩行者を守るなど市街地における都市生活の安全生及び快適性の確保を図ることを目的とするもの。

## 都市公園等配置模式図



### ■ 広場

広場とは、修景等の目的をかねて設けられる、主として都心部等における歩行者の休息、通行、観賞、買い物等の利用に供することを目的とする公共空地です。広場の性格から周辺地域との関連性、一体性が強く通常、境界には通行を妨げる囲いは設けられません。

### ■ 墓園

墓園は、将来にわたり市街化区域に指定される見込みのない自然的環境を構成する静寂な地域で、主として墓地等の設置の用に供することを目的とする公共空地です。

### ■ その他の公共空地

都市における公共的なオープンスペースのうち、公園・緑地・広場・墓園に分類されないものを、その他の公共空地として都市計画で定めています。



■ 城下地下交通広場（岡山市） ■  
（城下地下広場）



### 3 供給・処理施設

#### ■ 下水道

下水道は、市街地における雨水を排除して、浸水を防除するとともに、家庭からの生活排水や工場排水などを集めて処理して、快適な生活環境を確保する都市の基幹施設です。

また、同時に河川等の公共用水域の水質保全を図るために必要不可欠な施設です。

川や海の水がきれいになります。



誰もが快適な水洗トイレを使えます。



清潔で住みよい環境のまちなります。



大雨が降っても浸水しなくなります。



家庭等から出る汚れた水は、処理場で処理され、きれいにしてから川や海に流されます。

そのため魚や生物が住むことのできる清流がよみがえります。

清潔で快適な水洗トイレを使用することができます。

そのため、子供はもちろんお年寄りも安心してトイレを使うことができ、悪臭に悩まされることもなくなります。

汚いドブや溝が無くなります。

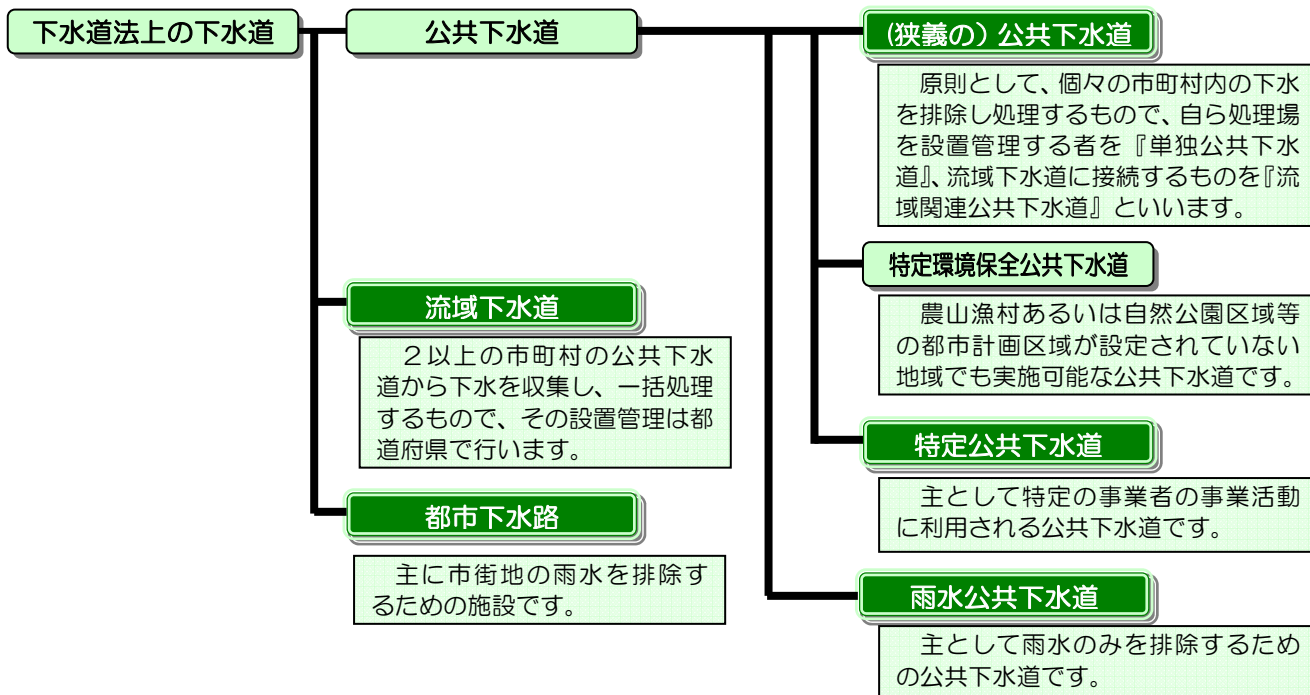
そのため、蚊やハエの発生を防いで、疾病の心配も無くなります。

そして、街並みも美しく、快適で安心な暮らしができます。

道路や庭に降った雨水は、下水道で整備される雨水管渠へすみやかに流れ込みます。

その為、大雨が降るたびに浸水に悩まされていた地域でも、浸水の心配から解放されます。

#### ● 下水道の種類



で囲まれたものは都市計画で定めることができる下水道です。



## ■ その他の供給処理施設

汚物処理施設やごみ焼却場などの施設は、都市活動や日常生活を支える重要なものです。しかし、これらの施設は周囲に与える影響も大きいいため、建設にあたっては周辺の状況にも十分配慮しつつ、その位置を都市全体の中でよく検討して、周辺住民の意見も反映させて決定しなければなりません。

これらの施設は原則として都市計画決定をする必要がありますが、例外的に建築基準法第51条に基づき特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可することもあります。



■ 東部クリーンセンター（ごみ焼却場・岡山市） ■



■ 岡山中央卸売市場（卸売市場・岡山市） ■

## 4 その他の都市施設

### ■ 河川

古今の歴史を通じて人類は生活領域の拡大、生産活動の発展のために、河川の治水、利水機能の整備を行ってきましたが、その一方、水と空間の総合体である河川の存在いわば河川環境は地域社会の生活、社会、風土、文化等に深い関わりをもっていました。都市部における河川空間は、防災機能、レクリエーション機能等、水と緑の貴重なオープンスペースとして、地域環境の形成に果たす役割が再評価されています。

### ■ 流通業務団地

都市における輸送の集約化、合理化等、物流システム化を推進するとともに、都市機能の合理化再配置を行うためのものです。

### ■ 教育文化施設

文化活動の拠点となる施設です。



■ 倉敷芸文館（倉敷市） ■

## 5 都市施設の決定状況

都市計画区域名	都市名	交通施設							公共空地				供給・処理施設						その他					
		道路	駅前広場	通路	自動車駐車場	自転車駐車場	自動車ターミナル	空港	都市高速鉄道	公園	緑地	広場	墓園	各種下水道	市場	と畜場	火葬場	ごみ焼却場	ごみ処理場等	汚物処理場	ガス供給施設	河川	流通業務団地	教育文化施設
岡山県南 広域	岡山市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	倉敷市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	玉野市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	総社市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	赤磐市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	早島町	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
津山広域	津山市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	鏡野町	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	勝央町	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
笠岡	笠岡市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
高梁	高梁市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
井原	井原市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
新見	新見市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
備前	備前市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
真庭	真庭市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
湯原		■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
美作	美作市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
浅口広域	浅口市	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	里庄町	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
和気	和気町	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
矢掛	矢掛町	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
吉備高原	吉備中央町	■	■		■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	